

KEIRIN



広報 **KEIRIN**

競輪第13号
(毎月1回発行)

発行
財団法人 JKA
競輪広報グループ
東京都千代田区
六番町4番地6
電話 03(3239)9420



第22回共同通信社杯春一番で優勝した永井清史選手

目 次	目 次
今月のトピックス	競輪選手の登録更新..... 15
永井清史がG II初優勝 共同通信社杯春一番	先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 ... 18
西村光太がV 第96回生徒卒業記念レース	競輪検車員の認定取消..... 19
関根彰人がルーキーチャンピオン	競輪自転車の登録更新..... 19
JKAが平成21年度補助事業計画発表	競輪自転車のヘッドマークの変更..... 21
松戸競輪で重勝式車券発売	平成 21 年 4 月競輪出場あっせん状況 22
5月の競輪開催日程..... 2	平成 21 年 4 月開催出場あっせん概況表 22
自転車の検査の要領の変更の認可について..... 3	平成 21 年 4 月開催競輪選手需給状況表 22
競走車安全基準の変更の認可について..... 8	平成 21 年 5 月競輪出場あっせん計画 23
競輪選手の登録事項の変更..... 12	平成 21 年 5 月開催競輪選手需給計画表 23
競輪選手の登録消除..... 13	登録・認定数等..... 23
競輪選手の特別昇班..... 14	車券売上状況 (3月分) 24

今月のトピックス

永井清史が G II 初優勝 共同通信社杯春一番

第 22 回共同通信社杯春一番 (G II) の決勝戦は 4 月 19 日、佐世保競輪場で行われ、北京五輪銅メダリストの永井清史 (岐阜) が後続の追走を振り切って勝ち、優勝賞金 2190 万円 (副賞含む) を獲得した。永井の G II 以上のレース優勝は初めて。2 着に坂上樹大 (石川)、3 着は伏見俊昭 (福島) が入った。

西村光太が V 第 96 回生徒卒業記念レース

日本競輪学校の第 96 回生徒卒業記念レースの決勝は 4 月 9 日、静岡県伊豆市の同校南 400m ピストで争われ、在校成績 1 位の西村光太 (三重) が直線で抜け出して優勝した。2 着は守澤太志 (秋田)、3 着は柴田竜史 (静岡) だった。第 96 回生徒 72 人は 10 日に同校講堂で卒業式を行った。5 月 1 日に選手登録された後、7 月から各地でデビューする。

関根彰人がルーキーチャンピオン

昨年春に日本競輪学校を卒業した第 94 回生徒のナンバーワンを決めるルーキーチャンピオンレース・若鷺賞は 4 月 5 日、川崎競輪場の記念競輪第 2 日第 11 レースで争われ、関根彰人 (福島) が直線鋭く追い込んで勝った。2 着は坂本貴史 (青森)、3 着は不破将登 (岐阜)。

JKA が平成 21 年度補助事業計画発表

競輪とオートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的に実施される平成 21 年度の補助事業計画が経済産業大臣から認可され、(財)JKA が発表した。機械工業振興補助事業については 145 件に計 93 億円、公益事業振興補助事業は 563 件に計 113 億円の補助を行う。

松戸競輪で重勝式車券発売

松戸競輪は重勝式車券を新たに導入、4 月 12 日から発売を開始した。新車券は、後半 7 レースの 1 着を当てる 7 重勝単勝式の「チャリロト」(1 口 200 円、コンピューターが自動的に発番する。最高 12 億円までキャリーオーバー) と「チャリロトセレクト」(1 口 100 円、購入者が自分で予想する。最高 6 億円までキャリーオーバー)、後半 6 レースの 1 着を購入者が予想する 6 重勝単勝式の「チャリロト・リターン」(1 口 100 円、4 レースまでしか的中者がいないときは、購入者全員に購入金額の 70% を返金) の 3 種類。「チャリロト」などの導入は平塚、伊東温泉、小倉、大津びわこに次いで 5 場目。

◇第 22 回共同通信社杯春一番 (GII) 決勝成績◇ = 4 月 19 日佐世保 11R・先頭固定競走 2425m =

Table with 7 columns: 着順, 枠番, 車番, 選手名, 年令, 登録, 上がり着差, 今回成績. Row 1: 1, 6, 8, 永井 清史 25, 岐阜, 11 秒 2, ③④②. Row 2: 2, 4, 4, 坂上 樹大 31, 石川, 1/2 輪, ④②③. Row 3: 3, 2, 2, 伏見 俊昭 33, 福島, 1/2 輪, ①①①. Row 4: 4, 5, 6, 齋藤 登志信 36, 宮城, 1 身, ③③②. Row 5: 5, 4, 5, 武田 豊樹 35, 茨城, 3/4 身, ②④①. Row 6: 6, 3, 3, 平原 康多 26, 埼玉, 3 身, ②②②. Row 7: 7, 1, 1, 井上 昌己 29, 長崎, 1 輪, ①①①. Row 8: 8, 6, 9, 石丸 寛之 34, 岡山, 3 身, ③③③. Row 9: 9, 5, 7, 浅井 康太 24, 三重, 大差, ②①③.

▽決め手=まくり
▽2 枠複④-⑥ 830 円③
▽2 車単⑧-④ 1,730 円④
▽3 連単⑧④② 7,380 円⑨



卒業記念レースで優勝した西村光太選手

(写真提供 共同通信社)

5 月の競輪開催日程

Table with 3 columns: 函館 (ナ2~4) (ナ10~12) (ナ18~20) (ナ26~28), 小田原 [10~12], 岸和田 (3~5) (27~29); 青森 (4~6) [10~12], 伊東 [17~19], 玉野 (6~8) (28~30); いわき平 (23~25), 静岡 (10~12) (23~25), 広島 (4/30~2) [20~22]; 弥彦 (6~8) (17~19) (27~29), 豊橋 (17~19), 防府 [11~13] (27~29); 前橋 [4~6], 一宮 (7~10), 高松 (21~23); 取手 (4~6) (17~19), 名古屋 (4~6) (12~14), 観音寺 (7~9); 宇都宮 (30~6/2), 岐阜 [18~20] [27~29], 小松島 (14~16); 大宮 [12~14], 大垣 (4/30~2) (15~17), 高知 (3~5) [27~29]; 西武園 (9~11) [21~23], 松阪 [11~13] (28~30), 松山 [17~19]; 京王閣 [ナ4/30~2] (ナ15~17), 四日市 (ナ21~23), 小倉 [ナ7~9] [ナ28~30]; 立川 [3~5] (27~29), 富山 [4~6] (23~25), 別府 (4/30~2) (23~26); 松戸 [ナ25~27], 福井 (4/30~2) [27~29], 武雄 [17~19] (27~29); 千葉 (3~5) [17~19], 大津 (6~8) [11~13], 佐世保 (6~8); 花月園 (7~9) (15・16), 奈良 [17~19], 久留米 (14~16); 川崎 (ナ3~5) [ナ29~31], 向日町 (28~30), 熊本 (17~19); 平塚 (ナ22~24), 和歌山 (※10~12) (※21~23)

(注) 1. 太字は G I、G III を表す。(太字の [] は F I を表す)
2. ※印は施設等改善競輪の実施を表す。
3. 太字のナはナイター競輪を表す。

認可

■平成 21・03・23 製第 26 号

平成 21 年 3 月 25 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 二階 俊博

自転車の検査の要領の変更の認可について

平成 21 年 3 月 19 日付け 20JKA 総務第 92 号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

自転車の検査の要領・新旧対照表

Comparison table between current and revised bicycle inspection standards. Columns: 現行 (Current), 改正案 (Revised). Rows include Table of Contents, Chapter 1-2, Chapter 3 (Bicycle Inspection), and Section 1 (Inspection Standards and Methods). The table details changes in inspection items like chain adjustment, tire wear, and bolt torque.

現 行		改 正 案	
2-6~8 (略)	2-6~8 (略)	2-6~8 (略)	2-6~8 (略)
3 加力検査 3-1~5 (略)	3-1~5 (略)	3 加力検査 3-1~5 (略)	3-1~5 (略)
3-6 大ギヤとクランク、クランクとクランク軸及びハブと小ギヤは、完全に固定されていること。	3-5 (略)	3-6 ギヤ板とクランク、クランクとクランク軸及びハブと小ギヤは、完全に固定されていること。	3-5 (略)
3-6~11 (略)	3-6~11 (略)	3-6~11 (略)	3-6~11 (略)
4 測定検査 4-1 (略)	4-1 (略)	4 測定検査 4-1 (略)	4-1 (略)
4-2 チェーン引のボルト端部のナット面からの突出しは、7mm以下であること。	4-2 目視により行い、必要に応じて直定規をもって行う。	4-2 チェーン引きのボルト端部のナット面からの突出しは、7mm以下であること。	4-2 同 左
4-3~5 (略)	4-3~9 (略)	4-3~5 (略)	4-3~9 (略)
4-6 大ギヤの歯底部の横振れは、1mm以下であること。		4-6 ギヤ板の歯底部の横振れは、1mm以下であること。	
4-7、8 (略)		4-7、8 (略)	
4-9 フレーム中心面と大ギヤ中心面との距離は、42mm±2mmであること。		4-9 フレーム中心面とギヤ板中心面との距離は、42mm±2mmであること。	
4-10~13 (略)	4-10 目視により行い、必要に応じて専用測定器により行う。	4-10~13 (略)	4-10 目視により行い、必要に応じて専用機材等により行う。
	4-11~13 (略)		4-11~13 (略)

第2節 確定検査の業務

(略)

1 準備 (略)

- (1) 出場選手名簿……………(様式第1)
- (2) 検車票……………(様式第2)
- (3)~(8) (略)

2 受付

- (1) 前日検査
 - ア 選手の整理番号及び氏名を出場選手名簿又は検車票と照合し、確認するとともに、使用する自転車名、大ギヤ、小ギヤの歯数及びギヤ倍数を出場選手名簿又は検車票に記入する。
 - イ (略)
 - ウ 実施規則第4 1条第3項の規定により、前日検査を受検できない選手については、その旨を検車票又は出場選手名簿に記入する。
- (2) 出走日以降の確定検査
 - ア (略)
 - イ 選手から当日使用した自転車又は使用ギヤの変更の申出があったときは、検車票又は出場選手名簿の記載事項を訂正する。

3 自転車の検査 (略)

- (1) 前日検査
 - ア 検査項目 (略)

区 分	項 目
1-1~17	[目視検査] (略)
	[縮付検査]
2-4 2-5 2-6~8	(略) ハンガ止めナット、小ギヤ止めナット、 <u>大ギヤ</u> 取付けナットの縮付け (略)
3-1~3	[加力検査] (略)
3-5 3-6 3-7~11	トークリップの固定 <u>ギヤクランク</u> 、小ギヤの固定 (略)
4-1 4-2 4-3~5 4-6 4-7、8 4-9 4-10~13	[測定検査] (略) チェーン引ボルト端部の突出し (略) <u>大ギヤ</u> の横振れ (略) 大ギヤ中心面 (チェーンライン) (略)

第2節 確定検査の業務

(略)

1 準備 (略)

- (1) 検車票……………(様式第1)
- (2) 出場選手名簿……………(様式第2)
- (3)~(8) (略)

2 受付

- (1) 前日検査
 - ア 選手の参加番号及び氏名を検車票と照合し、確認するとともに、使用する自転車名、ギヤ板、小ギヤの歯数及びギヤ倍数を検車票に記入する。
 - イ (略)
 - ウ 実施規則第4 1条第3項の規定により、前日検査を受検できない選手については、その旨を検車票に記入する。
- (2) 出走日以降の確定検査
 - ア (略)
 - イ 選手から当日使用した自転車又は使用ギヤの変更の申出があったときは、検車票の記載事項を訂正する。

3 自転車の検査 (略)

- (1) 前日検査
 - ア 検査項目 (略)

区 分	項 目
1-1~17	[目視検査] (略)
1-18 1-19 1-20	<u>サドル</u> 、シートポスト及びハンドルポストの傷及び亀裂 <u>トークリップ</u> の傷及び亀裂 <u>タイヤ</u> の傷、磨耗及びスレ
	[縮付検査]
2-3 2-4 2-5 2-6~8	<u>クランク軸</u> ボルトの縮付けトルク (略) ハンガ止めナット、小ギヤ止めナット、 <u>ギヤ板</u> 取付けナットの縮付け (略)
3-1~3	[加力検査] (略)
3-5 3-6 3-7~11	トークリップの固定又はクリップバンドの滑り <u>クランク</u> 、 <u>ギヤ板</u> 及び小ギヤの固定 (略)
4-1 4-2 4-3~5 4-6 4-7、8 4-9 4-10~13	[測定検査] (略) チェーン引きボルト端部の突出し (略) <u>ギヤ板</u> の横振れ (略) ギヤ板中心面 (チェーンライン) (略)

現 行		改 正 案	
イ 執務の方法 (ア)~(ウ) (略) (エ) 記録員は、検車員の通報を受けて検査の結果、整備箇所及びタイヤの級別を <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> に記入する。 (2) 出走日以降の確定検査 (略)	イ 執務の方法 (ア)~(ウ) (略) (エ) 記録員は、検車員の通報を受けて検査の結果、整備箇所及びタイヤの級別を <u>検車票</u> に記入する。 (2) 出走日以降の確定検査 (略)		
4 確定検査の可否の判定 検車委員は、検査終了後、 <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> により検査の可否を判定し、その <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> には合格印を押印し、これを保管する。また、合格した自転車には立パイプ上端に確定検査合格証を確実にはり付ける。	4 確定検査の可否の判定 検車委員は、検査終了後、 <u>検車票</u> により検査の可否を判定し、その <u>検車票</u> には合格印を押印し、これを保管する。また、合格した自転車には立パイプ上端に確定検査合格証を確実にはり付ける。		
5 確定検査未受検自転車の取扱い (略)	5 確定検査未受検自転車の取扱い (略)		
第3節 出走前点検の業務	第3節 出走前点検の業務		
(略)	(略)		
1 準備 (略) (1)~(5) (略) (6) <u>自転車補償報告書</u> ……………(様式第9)	1 準備 (略) (1)~(5) (略) (6) <u>参加選手破損自転車補償報告書</u> …(様式第9)		
2 受付 (1) (略) (2) 検車委員は、選手の出走する競走番号を出走表と照合し、確認の上、これを <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> に記入する。 (3) 検車委員は、選手から自転車又は使用ギヤの変更の申出があり、必要があると特にこれを認めた場合は関係委員に連絡し、 <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> の記載事項を訂正する。	2 受付 (1) (略) (2) 検車委員は、選手の出走する競走番号を出走表と照合し、確認の上、これを <u>検車票</u> に記入する。 (3) 検車委員は、選手から自転車又は使用ギヤの変更の申出があり、必要があると特にこれを認めた場合は関係委員に連絡し、 <u>検車票</u> の記載事項を訂正する。		
3 自転車の点検 (略) (1) 項目 (略)	3 自転車の点検 (略) (1) 項目 (略)		
区 分	項 目 ([] は点検方法を示す。)	区 分	項 目 ([] は点検方法を示す。)
1-8 1-12	[目 視] (略) 小ギヤの取付け <u>大ギヤ</u> 、小ギヤの歯数	1-8 1-12	[目 視] (略) 小ギヤの取付け <u>ギヤ板</u> 、小ギヤの歯数 <u>トークリップ</u> の傷及び亀裂 <u>タイヤ</u> の傷、磨耗及びスレ
	[縮 付] (略)		[縮 付] (略)
3-3 3-4 3-5 3-6 3-11	[加 力] (略) (略) (略) (略) <u>ギヤクランク</u> 、小ギヤの固定 (略)	3-3 3-4 3-5 3-6 3-11	[加 力] (略) (略) (略) (略) <u>クランク</u> 、 <u>ギヤ板</u> 及び小ギヤの固定 (略)
(略)	[測 定] (略)	(略)	[測 定] (略)
(2) 執務の方法 ア~イ (略) ウ 記録員は、検車員の通報を受けて、点検の結果及び整備箇所を <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> に記入する。	(2) 執務の方法 ア~イ (略) ウ 記録員は、検車員の通報を受けて、点検の結果及び整備箇所を <u>検車票</u> に記入する。		
4 出走直前点検 (略)	4 出走直前点検 (略)		
第4章 自転車の管理及び整備	第4章 自転車の管理及び整備		
第1節 自転車の管理	第1節 自転車の管理		
1 (略) 2 管理中の自転車については、検車委員の許可なく、これを使用させ、又は調整若しくは部品の交換を行わせてはならない。 ただし、調整又は部品の交換を許可したときは、整備終了後再検査(点検を含む。)を行い <u>検車票</u> 又は <u>出場選手名簿</u> にその旨を記入する。	1 (略) 2 管理中の自転車については、検車委員の許可なく、これを使用させ、又は調整若しくは部品の交換を行わせてはならない。 ただし、調整又は部品の交換を許可したときは、整備終了後再検査(点検を含む。)を行い <u>検車票</u> にその旨を記入する。		
第2節 (略)	第2節 (略)		
第5章~第8章 (略)	第5章~第8章 (略)		

第2節 (略)

第5章~第8章 (略)

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

現 行

改 正 案

別表1 (略)
別表2
1～2 (略)

別表1 (略)
別表2
1～2 (略)

3 タイヤ検査の不合格判定基準
タイヤの不合格の判定は、以下の基準により行う。

- (1) トレッドゴム
①トレッドゴムに傷又は亀裂があるもの。
②接触等により擦りつけた傷があるもの。
③トレッド意匠の山が磨耗により無いもの又は欠けたもの。
(2) サイド部 (スダレ布部)
①接触の痕跡があるもの。
②スダレ布の単糸が切れ、ケバ立った状態のもの。
③単糸と単糸の間隔が乱れているもの。
④スダレ布が変色しているもの。
⑤スダレ布部に塗布してあるゴム糊が劣化しているもの。

(3) タイヤの変形
トレッド部及びサイド部が不自然 (変形している) なもの、及び部分的な膨らみ、曲がり等のあるもの。

(4) タイヤ各部の剥離
トレッドゴムとスダレ布及びスダレ布とリムテープの間に剥離があるもの。

様式第 1
出場選手名簿
年度第 回 営 競輪
競輪 第 節 開催日程 月 日～ 日

Table with columns: 整理番号, 級班, 登録番号, 氏名, 年齢, 登録府県, 卒業期, 車名, ギヤ倍数, 判定, 備考. Includes a grid for recording participant information.

様式第 1 (表面)

検車票
平成 年度 第 回 営 競輪 第 節
Includes a bicycle diagram and a table for recording inspection results across multiple days.

様式第 1 (裏面)

検車項目
Table with 5 columns: 検査項目, 発生時, 発生場所, 発生原因, 発生時. Lists various bicycle inspection items and their details.

現 行

改 正 案

様式第 2

自 転 車 検 車 票

自転車検車票
Includes fields for rider name, date, and event, a bicycle diagram, and a table for recording inspection results.

様式第 3～第 9 (略)

様式第 2

出 場 選 手 名 簿

年度 第 回 営 競輪
競輪 第 節 開催日程 月 日～ 日

Table with columns: 整理番号, 級班, 登録番号, 氏名, 年齢, 登録府県, 卒業期, 車名, ギヤ倍数, 判定, 備考. Includes a grid for recording participant information.

Grid for recording participant information.

様式第 3～第 9 (略)

■平成 21・03・23 製第 28 号
平成 21 年 3 月 25 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 二階 俊博

競走車安全基準の変更の認可について

平成 21 年 3 月 19 日付け 20JKA 総務第 93 号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

競走車安全基準・新旧対照表

現 行						改 正 案					
財団法人 JKA は、自転車競技法第 26 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 40 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 28 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 104 条第 3 項の規定に基づき、競輪の公正安全を確保するため、競輪に使用する自転車の基準(NJSS)をここに定める。						財団法人 JKA は、自転車競技法第 26 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 40 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 28 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 104 条第 3 項の規定に基づき、競輪の公正安全を確保するため、競輪に使用する自転車の基準(NJSS)をここに定める。					
1 適用範囲 (略)						1 適用範囲 (略)					
2 構成及び部品						2 構成及び部品					
(1) 単式(1人乗り)競走車は、下表及び図 1 に示す財団法人 JKA が認定する部品で構成されたものとする。						(1) 単式(1人乗り)競走車は、財団法人 JKA に登録された自転車の製造業者が製造するフレーム並びに下表及び図 1 に示す財団法人 JKA が認定する競走車部品とで構成されたものとする。					
(2) 前号における部品の認定に関し必要な事項は、別に定める。						(2) 前号における競走車部品の認定に関し必要な事項は、別に定める。					
表						表					
番号	部品名称	番号	部品名称	番号	部品名称	番号	部品名称	番号	部品名称	番号	部品名称
101	フレーム	109	トークリップ	117	シートポスト	102	ハンガ部品	108	ペダル	114	スポーク
102	ハンガ部品	110	クリップバンド	118	チェーン引	103	ヘッド部品	109	トークリップ	115	リム
103	ヘッド部品	111	チェーン	119	タイヤ	104	ハンドルバー	110	クリップバンド	116	サドル
104	ハンドルバー	112	小ギヤ			105	ハンドルポスト(ハンドルステム)	111	チェーン	117	シートポスト
105	ハンドルポスト(ハンドルステム)	113	ハブ			106	クラシク	112	小ギヤ	118	チェーン引き
106	にぎり	114	スポーク			107	ギヤ板	113	ハブ	119	タイヤ
107	ギヤクランク	115	リム								
108	ペダル	116	サドル								

現 行		改 正 案	
<p>3 性能</p> <p>3-1 操縦安定性 (略)</p> <p>3-2 駆動性</p> <p>(1) ペダル・ギヤクランク・チェーン等は、競技者の力を円滑に伝達できるよう作動し、回転部には、がたつき等があつてはならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3 耐振性 (略)</p>		<p>3 性能</p> <p>3-1 操縦安定性 (略)</p> <p>3-2 駆動性</p> <p>(1) ペダル・クランク・チェーン等は、競技者の力を円滑に伝達できるよう作動し、回転部には、がたつき等があつてはならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-3 耐振性 (略)</p>	
<p>4 構造及び組立て</p> <p>4-1 各部品は、正確に組み付けられ、走行に支障なく、かつ、安全なものでなければならない。</p> <p>4-2~14 (略)</p>		<p>4 構造及び組立て</p> <p>4-1 フレーム及び競走車部品は、溶接不良、精度不足、使用による過度の劣化、磨耗等がないものであつて、正確に組み付けられ、走行に支障なく、かつ、安全なものでなければならない。</p> <p>4-2~14 (略)</p>	
<p>5 強度</p> <p>5-1~3 (略)</p> <p>5-4 フレームを図 2 のように後車軸部を支持し、前車軸部は前後方向の変位を自由に許すようにローラを取り付け、サドル部に 5000N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、前車軸部の永久ひずみは、2mm 以下でなければならない。</p>		<p>5 強度</p> <p>5-1~3 (略)</p> <p>5-4 ラグ付きフレームについては、フレームを図 2 のように後車軸部を支持し、前車軸部は前後方向の変位を自由に許すようにローラを取り付け、サドル部に 5000N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、前車軸部の永久ひずみは、2mm 以下でなければならない。</p>	

現 行

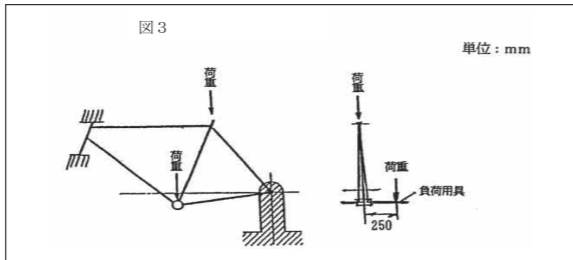
改 正 案

5-5 ラグレスフレームについては、フレームを図3のように後車軸軸取付部及びヘッドパイプで固定し、この两点ではフレームが動かないようにする。

最低位置にしたシートポスト上に、3560N の荷重を垂直下方に加える。荷重の加え方はフレームが横にたわみ得るような方法とする。

ハンガに1本の軸を固定する。軸は、リンク装置が取り付けられる長さで、フレームの中心面から250mmとする。リンク装置は軸に445Nの交番荷重を加えるものとする。周期は120cpmとする。

100,000 サイクル完了後、シートポスト上の荷重を5340Nに増加し、ハンガへの交番荷重は、775Nに増加する。この新荷重下で、さらに35,000 サイクル行った後、フレーム部品又は結合部の破損や離脱がなく、どの方向にも永久ひずみが2mm以下でなければならない。



フレームを図4のように後車軸部を支持し、前車軸部は前後方向の変位を自由に許すようにローラを取り付け、サドル部に8,000Nの荷重を静かに加えて30秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、前車軸部の永久ひずみは、2mm以下でなければならない。

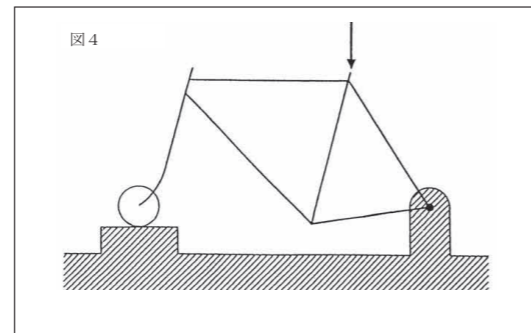
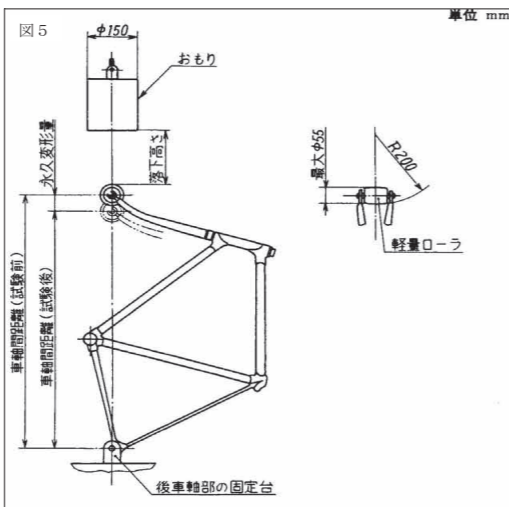


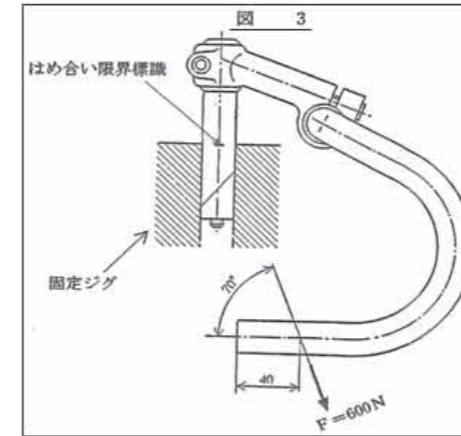
図5のように1kg以下の軽量ローラを前ホークに取り付け、フレームを鉛直に保ち、固定台に後車軸で固定し、26.5kgのおもりを180mmの高さから前後車軸の中心点を結ぶ線に沿って、前車軸部の軽量ローラと衝突するように鉛直に落下させたとき車軸間距離の永久変形量は11mm以下で、かつ、その他のフレーム各部に著しい破損を生じてはならない。



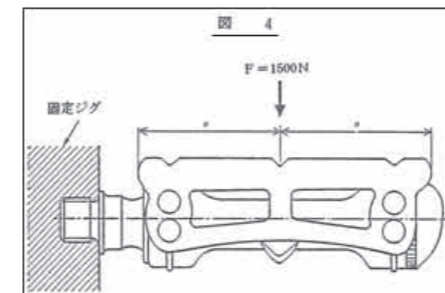
現 行

改 正 案

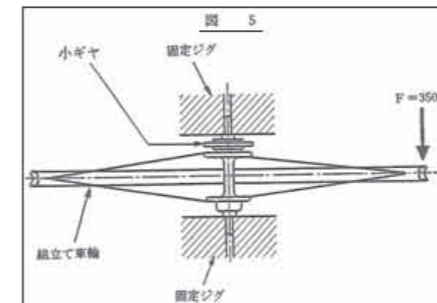
5-5 ハンドルバーとハンドルポスト(ハンドルステム)を使用状態に組立て、図3のようにハンドルポスト(ハンドルステム)はめ合い限界標識の位置で保持具に固定し、ハンドルバーの端から40mmの位置にハンドルバー中心線に対し、70度の方向で下向きに600Nの荷重を加えて30秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、荷重点の永久ひずみは2mm以下でなければならない。



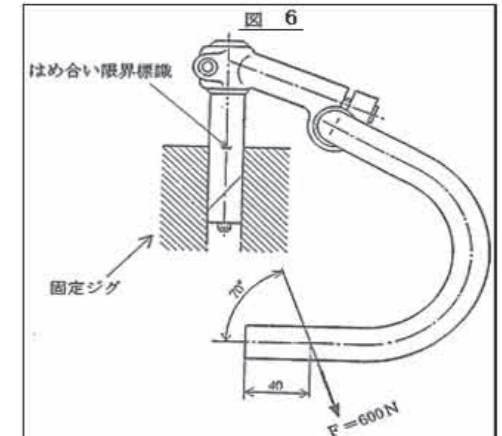
5-6 ペダルを図4のようにクランクはめ合いねじで水平に固定し、中心部に1500Nの荷重を加え30秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、荷重点の永久ひずみは1.5mm以下でなければならない。



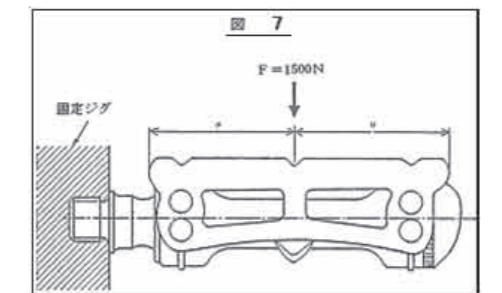
5-7 車輪を図5のようにハブ軸を固定し、リムの一点に350Nの力を30秒間加えても、車輪の屈曲等の破損があつてはならない。



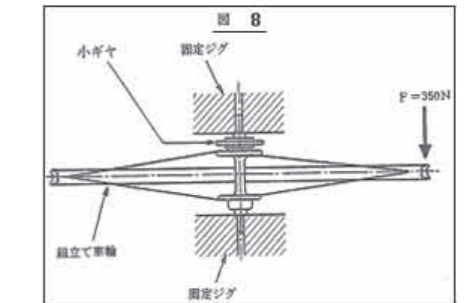
5-6 ハンドルバーとハンドルポスト(ハンドルステム)を使用状態に組立て、図6のようにハンドルポスト(ハンドルステム)はめ合い限界標識の位置で保持具に固定し、ハンドルバーの端から40mmの位置にハンドルバー中心線に対し、70度の方向で下向きに600Nの荷重を加えて30秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、荷重点の永久ひずみは2mm以下でなければならない。



5-7 ペダルを図7のようにクランクはめ合いねじで水平に固定し、中心部に1500Nの荷重を加え30秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、荷重点の永久ひずみは1.5mm以下でなければならない。



5-8 車輪を図8のようにハブ軸を固定し、リムの一点に350Nの力を30秒間加えても、車輪の屈曲等の破損があつてはならない。



(12) 平成 21 年 4 月 25 日 (土)

広報 KEIRIN

競輪第 13 号

現 行	改 正 案
<p>5－8 チェーンの破断荷重は、9000N 以上でなければならない。</p> <p>5－9 タイヤの耐圧力は、水圧試験において、1750kPa 以上でなければならない。</p> <p>6 外 観</p> <p>6－1 (略)</p> <p>6－2 めっき又は塗装を施した面には、素地の露出、はがれ、さび等の著しい欠点があつてはならない。</p> <p>6－3 めっき又は塗装を施さない仕上げ面には、さび、ひび割れ等の著しい欠点があつてはならない。</p>	<p>5－9 チェーンの破断荷重は、9000N 以上でなければならない。</p> <p>5－10 タイヤの耐圧力は、水圧試験において、1750kP a 以上でなければならない。</p> <p>6 外 観</p> <p>6－1 (略)</p> <p>6－2 ろう付け部には、ろう切れ又はろう離れがあつてはならない。</p> <p>6－3 めっき又は塗装を施した面には、素地の露出、はがれ、さび等の著しい欠点があつてはならない。</p> <p>6－4 めっき又は塗装を施さない仕上げ面には、さび、ひび割れ等の著しい欠点があつてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>

選 手

登録事項の変更

(20JKA 事運第 1 号の 49 平成 21 年 3 月 27 日)

県外移動 (1 名) 適用日 平成 21 年 3 月 25 日

登録番号	氏 名
12838	三木 健治

県内移動 (8 名) 適用日 平成 21 年 3 月 25 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
11580	服部 孝幸	12203	浅見 敏也
13281	岡田 篤	13385	鎌田 聡
13453	阿部 宏之	13668	佐々木孝司
14130	竹山 陵太	14151	宿口 潤平

住居表示変更 (58 名) 適用日 平成 21 年 3 月 25 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
9573	市原 一幸	9575	近藤 博信
9898	安田 兼吉	10344	角野 尚久
10463	西崎 浩	10464	松原 正明
10790	荒木 常広	11042	月森 光彦
11045	佐藤 卓司	11417	小川 巧
11722	福谷 延之	11831	岡野 順一
11933	青山 真二	11935	高嶋 一朗
12123	中山 博司	12127	宮本 弘
12297	田中 栄次	12380	近藤 修康
12381	妹尾 英信	12463	前野 智也

12534	川崎浩一郎	12535	川崎 洋
12536	齋尾大丈夫	12608	久保田勝利
12611	藤原 富雄	12837	近藤 健司
12839	三村 学	12907	小畑 大臣
12908	丹波 福道	12984	山下 正人
13054	石丸 寛之	13055	近藤 時啓
13212	岡田 浩太	13213	竹内 洋
13214	水本 博行	13347	川本 隆史
13348	内藤 敦	13491	近藤 範昌
13495	友定 祐己	13496	中井 健二
13497	藤田 昌宏	13585	澤住 直行
13647	光畑 政志	13735	井上 剛
13736	榊原 洋	13737	筒井 敦史
13883	高津 晃治	13885	柳谷 崇
13963	柏野 智典	14257	岡崎 克政
14320	在本 直樹	14321	石坂 永伍
14323	連佛 康浩	14403	櫻井 太士
14405	小西 康夫	14406	鈴木 洋彦
14484	河端 朋之	14485	田中 勇二

同

(21JKA 事運第 1 号の 1 平成 21 年 4 月 3 日)

県内移動 (2 名) 適用日 平成 21 年 4 月 1 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13225	江浦 憲誠	13774	三枝 孝彰

競輪第 13 号

広報 KEIRIN

平成 21 年 4 月 25 日 (土) (13)

同

(21JKA 事運第 1 号の 2 平成 21 年 4 月 10 日)

県内移動 (4 名) 適用日 平成 21 年 4 月 8 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
10913	荻野 裕二	13564	廣田 久将
13837	朝生 真吾	14153	伊藤 太一

同

(21JKA 事運第 1 号の 3 平成 21 年 4 月 17 日)

県内移動 (5 名) 適用日 平成 21 年 4 月 15 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
11099	落合 実	11659	緒方 伸二
12142	加倉 高廣	13034	高梨 智
14422	前田 義和		

住居表示変更 (2 名) 適用日 平成 21 年 4 月 15 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13153	岡崎 孝士	13992	植村 翔太

登録消除

(20JKA 事運第 1 号の 49 平成 21 年 3 月 27 日)

(1 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 12 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
茨城	10047		A2	大越 浩司

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(1 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 13 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
北海道	9172	8869	A3	高橋 喜弘

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(8 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 23 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
岐阜	9427	15265	A3	安達 宜久
岩手	9722	14008	A3	佐藤 光一
埼玉	9826		A3	佐々木勝利
群馬	10277		A3	千金楽 満
青森	11210	11948	A3	大嶋 教文
岡山	11835	13038	A3	藤原 剛
福岡	11857	18654	A1	山村 雅彦
群馬	13096	18100	A3	藤沢 瑞男

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(21JKA 事運第 1 号の 1 平成 21 年 4 月 3 日)

(7 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 26 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
山形	9244	18304	A2	武田 清彦
熊本	10248	17883	A3	塚原 幸治
大分	10474		A3	後藤 玄二
群馬	11986		A3	春山 義一
埼玉	12270		A3	酒井 誠
熊本	12551	18398	A3	小島 剛
大阪	12749		A2	川原 義哲

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(3 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 27 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
群馬	9375		A3	飯野 隆一
北海道	9490	17573	A3	大森 芳明
愛知	9991	18556	A3	國谷 成彦

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(5 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 30 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
千葉	10298	10538	A3	中村 光男
福岡	10813	18355	A3	下坂 茂
福岡	10814	11052	A3	榊原 剛
福岡	10939	17546	A3	松田 尚幸
福岡	11740	18276	A3	佐藤 慎二

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(16 名) 登録消除日 平成 21 年 3 月 31 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
栃木	8773	8413	A3	深井 美照
静岡	9020		A3	萩原 昭夫
福岡	9594	17541	A2	嶋田 誠
栃木	9624		A3	神山 功
沖縄	9641		A3	本村 昇盛
福岡	9710	17302	A3	矢野 昭司
山形	9728		A3	大泉 昌彦
静岡	9782		A3	鈴木 修
静岡	9988	10123	A3	長谷川輝夫
福岡	10025	16538	A3	山本 稔
神奈川	10432	15154	A3	山梨 省造
大分	10713	10966	A3	穴井 泰寛
栃木	10726	17396	A3	高野 創
香川	10923	16502	A3	橋田 良彦
愛知	11248	11848	A3	木村 昌之
千葉	12090		A3	宮野 勉

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(21JKA 事運第 1 号の 2 平成 21 年 4 月 10 日)

(9 名) 登録消除日 平成 21 年 4 月 2 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
茨城	9078	18439	A3	塚本 昭司
愛媛	9469	9566	A3	石川 至
岡山	9692	14063	A3	磯野 浩一
埼玉	9847		A3	酒卷 忠夫
埼玉	9957	10323	A3	戸張 俊行
茨城	10266		A3	黒澤 秋文
愛媛	10935	15428	A3	竹田 和樹
茨城	11465	12683	A3	半田 国幸
岐阜	12368	16159	A3	吉川 幸一

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(10 名) 登録消除日 平成 21 年 4 月 3 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
徳島	8499		A3	中田 毅彦
岐阜	10107	16414	A3	池上 雅通
大阪	10117	10818	A3	吉野 健二
兵庫	10338		A3	土屋 育雄
愛媛	10360	17816	A3	山本 義久
大阪	10663	17693	A3	田邊 勝文
大阪	10667	18249	A3	山田 宗利
岡山	10677	16668	A3	高田 久男
兵庫	11295		A1	巳原 庸介
大阪	13340		A3	三木 利則

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(2 名) 登録消除日 平成 21 年 4 月 6 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
宮城	9724		A3	佐藤 智英
宮城	9832		A3	石垣 剛

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(1 名) 登録消除日 平成 21 年 4 月 7 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
山形	12260		A3	花井 幸二

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(21JKA 事運第 1 号の 3 平成 21 年 4 月 17 日)

(1 名) 登録消除日 平成 21 年 4 月 14 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
長崎	10948	16925	A1	縁谷 孝春

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

特別昇班

(20JKA 事運第 1 号の 49 平成 21 年 3 月 27 日)

(1 名)

14370 阿部 大樹 (埼玉) 94 期 20 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H21.3.21	21 年前期	2/20~2/22	2/27~3/1	3/18~3/20
		22 年前期	高知 1.1.①	平塚 1.1.①	大宮 1.1.①

同

(21JKA 事運第 1 号の 1 平成 21 年 4 月 3 日)

(1 名)

14384 早野 龍二 (神奈川) 94 期 20 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H21.3.30	21 年前期	2/18~2/20	3/12~3/14	3/27~3/29
		22 年前期	取手 1.1.①	立川 1.1.①	平塚 1.1.①

同

(21JKA 事運第 1 号の 3 平成 21 年 4 月 17 日)

(1 名)

14441 芦澤 辰弘 (茨城) 95 期 20 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H21.4.11	21 年前期	3/17~3/19	3/29~3/31	4/8~4/10
		22 年前期	平塚 1.1.①	京王閣 1.1.①	千葉 1.1.①

登録更新

(21JKA 事運第 1 号の 1 平成 21 年 4 月 3 日)

(260 名) 登録更新日 平成 21 年 4 月 1 日

地区	府県	登録番号	氏 名
北日本	北海道	8891	高村 敦
	〃	10154	島田 徹
	〃	10156	中村 吉幸
	〃	11087	笹治 稔
	青森	9240	日向千代實
	〃	10590	齋藤 広樹
	〃	10591	坂本 典男
	〃	11090	澤 隆昌
	〃	11559	永澤 幸一
	宮城	9247	岡田 富夫
	〃	9724	佐藤 智英
	〃	10160	菅田 彰人
	〃	10592	相原 健樹
	〃	10594	佐藤 昭彦
	〃	11560	阿部 正宏
	秋田	9727	藤澤 哲
	〃	10596	藤原 雄光
	〃	11573	加藤 忍
	福島	9254	佐久間信司郎
	〃	9731	小川 信明
〃	9732	岩崎 淳一	
〃	9733	行方 正明	

北日本	福島	9735	森 人志
	〃	10162	小磯 伸一
	〃	10167	房州 俊一
	〃	10599	大竹 洋
	〃	10600	千葉 雄彦
	〃	10601	島野 実
	〃	11092	風間 早志
	〃	11093	菊地 芳彦
	〃	11094	橋本 豊
	〃	11138	普津澤利幸
関東	茨城	9255	鈴木 一郎
	〃	10603	戸邊 英雄
	〃	10618	吉田 哲也
	〃	11097	飯田 秀一
	〃	11121	坂巻 正巳
	〃	11564	小倉 勝明
	〃	11594	山崎 久史
	栃木	11103	坂本 宗史
	〃	11570	梅村 智春
	〃	11571	大音 博幸
	〃	11572	押久保 徹
	〃	11574	坂本 英一
	〃	11575	竹之内克彦
	〃	11576	福田 匡史
	〃	11577	小西 茂
	群馬	9748	横田 弘由
	〃	9750	今井 正昭
	〃	9753	飯野 謙一
	〃	10175	南雲 茂義
	〃	10606	大谷 明
	〃	10608	久保 悟
	〃	10610	萩原 昌伸
	〃	11110	福原 義則
	〃	11112	矢端 誠二
〃	11578	池田 巧	
〃	11580	服部 孝幸	
埼玉	10613	榎本 英雄	
〃	10615	高橋 京治	
〃	10617	田仲 剛	
〃	11099	落合 実	
〃	11113	倉持 伸次	
〃	11114	高橋 幸司	
〃	11115	田淵 浩一	

広報 KEIRIN

関東	埼玉	11118	柳原 泰	南関東	神奈川	9283	小松 政則
	〃	11581	新井 憲		〃	10634	山田 英伸
	〃	11583	岡田 道隆		〃	11135	黒田 賢治
	〃	11584	押切 学		〃	11136	高橋 達
	〃	11585	武藤 嘉伸		〃	11137	東山 公昭
	東京	9758	小笠原 勲		〃	11140	横山 邦彦
	〃	9759	富山 健一		〃	11606	勝俣 智身
	〃	9761	杉井 英雄		〃	11608	鈴木 伸二
	〃	10182	長井 賢人		〃	11609	砂川 秀樹
	〃	10183	高橋 洋一		〃	11610	関根 幸夫
	〃	10626	長井伸一郎		〃	11611	福嶋 満
	〃	10674	泉 和男		〃	11612	吉田 晴行
	〃	11120	金子 泰久		〃	12062	野井 正紀
	〃	11122	篠原 智幸		静岡	9780	山内 弘佳
	〃	11123	白石 護		〃	10196	森 義弘
	〃	11124	矢部 昌知		〃	10635	青島 宗仁
	〃	11587	小泉 吉宏		〃	10636	小久保友博
	〃	11588	布施 義憲		〃	10638	土屋 貞光
	〃	11589	鈴木 真仁		〃	11142	小林 宏年
	〃	11591	内藤 博之		〃	11143	鈴木 力
〃	11593	藤本 直也	〃	11144	高田 直明		
〃	11596	横山 明男	〃	11147	土屋 暁則		
山梨	10186	和田 猛	〃	11148	藤村 智弘		
〃	11597	小林 一也	〃	11152	村松 浩章		
長野	10627	鈴木 正幸	〃	11614	斯波 淳太		
新潟	10187	大橋 潤市	〃	11615	鈴木 浩之		
〃	10190	山崎 登	〃	11616	久松 昇一		
〃	11127	倉田 浩道	中部	愛知	10197	鶴飼 弘明	
〃	11639	小橋 正義	〃	10198	永田淳一郎		
南関東	千葉	9769	大澤 仁	〃	10642	青木 佳辰	
	〃	9772	飯沼 朗	〃	10643	家田 剛資	
	〃	9775	廣瀬 來	〃	10646	中村 幸雄	
	〃	9809	黒永 慎司	〃	11155	今泉 元嗣	
	〃	10631	高澤 淳一	〃	11156	扇野 芳樹	
	〃	11129	石井 敬一	〃	11158	加藤 晃	
	〃	11130	大坪 義和	〃	11161	坂巻 幹生	
	〃	11132	鈴木 誠	〃	11164	山崎 俊光	
	〃	11133	吉野 直樹	〃	11619	疋田 敏	
	〃	11599	和泉田喜一	〃	11620	本村 譲治	
	〃	11600	板津 晃男	岐阜	9301	中嶋 直人	
	〃	11601	黒川 聡	〃	10206	廣岡 勝行	
	〃	11604	篠原 輝行	〃	11621	濱口 高彰	
	〃	12707	山崎 健一	三重	9303	金濱 孝志	

広報 KEIRIN

中部	三重	10203	平田 雅己	中国	岡山	11643	豊田 知之		
	〃	10649	佐久間幸人		広島	11177	工 正信		
	〃	10650	篠本 賢一		〃	11179	和田 誠吾		
	〃	11167	城山 基克		〃	11644	辻 浩司		
	〃	11622	杉山 正和		〃	11645	吉岡 裕二		
	〃	11623	鈴木 邦明		山口	10222	山根 義弘		
	〃	11624	森 哲也		〃	11181	鈴木 啓一		
	富山	9306	永原 守		〃	11183	宮本 忠典		
	近畿	福井	9307		山下 雄次	〃	11646	井領 祐文	
		〃	10653		野原 哲也	四国	香川	9325	船場 博之
		〃	11625		北川 浩一		〃	9800	三好 章仁
		〃	11626		久保 義弘		〃	10224	合田 浩久
		滋賀	8938		井狩 吉雄		〃	10685	石村 英之
		〃	10204		清水 勝		〃	11185	松川 歩
		京都	9791		稲森 浩和		〃	11647	木村 晃三
〃		9792	榊井 京介	〃	11648		村中 敏伸		
〃		11630	窓場加乃敏	徳島	9801		武市 和明		
奈良		11631	住田 茂穂	〃	9802		富原 忠夫		
和歌山		11632	中畑 正彦	高知	11190		田上 嘉光		
大阪		9315	塚本 利兒	〃	11651		中島 茂雄		
〃		10207	榎田 浩二	愛媛	9807		越智 祥泰		
〃		10660	片山 知一	〃	10690		本山 実		
〃		10661	多田 司	〃	11191		松田 孝志		
〃	10663	田邊 勝文	〃	11192	高木 浩二				
〃	10667	山田 宗利	〃	11652	大森 績				
〃	11169	郡山 久二	〃	11653	近藤 力				
〃	11634	中澤 央治	九州	福岡	9335	江嶋 康光			
兵庫	10210	植野 幸喜		〃	9812	小川 博美			
〃	10669	金岡 浩章		〃	10233	中垣 輝光			
〃	10673	村上 英夫		〃	10234	中野 浩一			
〃	11635	丸山 繁一		〃	10235	古田 基			
〃	11637	西山 隆明		〃	10237	松本 良治			
〃	11638	平田 哲也		〃	10238	三芳 浩司			
中国	岡山	9796		鎌田 英資	〃	10691	國崎 健		
	〃	10215		桐野 和彦	〃	10692	吉野 淳也		
	〃	10218		松枝 義幸	〃	10693	石丸 博己		
	〃	10677		高田 久男	〃	10694	内田 浩司		
	〃	10678		本田 晴美	〃	11195	島村 健吉		
	〃	10679		宮元 隆浩	〃	11196	長壽 晴二		
	〃	11171		齊藤 利治	〃	11197	平田 崇昭		
	〃	11173		柳原 茂巳	〃	11655	安藤 雄一		
	〃	11640	武上 章治	〃	11657	林 孝成			
	〃	11641	徳山 勝康	〃	11658	山田 浩一			

九州	佐賀	9336	岡本 弘喜
	〃	9813	佐々木昭彦
	〃	10697	樋渡 雅宏
	長崎	10698	右田 徹
	大分	10255	水間 祥二
	〃	11198	大竹 慎吾
	〃	11661	後藤 太
	熊本	9344	松本 秀憲
	〃	9822	伊木 憲治
	〃	10250	廣田 淳二
	〃	10700	塚本耕一郎
	〃	10702	寺崎 修
	〃	10703	西 隆宏
	〃	11199	北村 哲郎
	〃	11200	草野 良一
	〃	11201	小西浩一郎
	〃	11202	田尻 光秀
	〃	11204	原野 義朗
	〃	11664	上村 常文
	〃	11665	倉岡慎太郎
	沖縄	10209	井上 和樹
	〃	11592	半田 勝郎
	〃	11659	緒方 伸二

福岡	18680	13387	野田 源一
〃	18681	14335	中園 朋亨
〃	18682	14336	八尋 翔平
熊本	18683	11076	河田 和広
〃	18684	12854	岡野 将孝
〃	18685	12927	田中公一朗

認定更新 (24 名) 更新年月日 平成 21 年 4 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	18239	13524	小川 克也
福島	16930	13455	善方 政美
〃	18240	13830	田崎良太郎
栃木	18241	11341	黒崎 直行
東京	17743	11878	加藤日出和
岐阜	16934	10711	渡会 真幹
三重	16936	11814	田前 義守
滋賀	12554	11822	門野 匡秀
京都	10474	10446	川島 和則
和歌山	13731	12527	和泉 雅夫
〃	13732	12528	三橋 政弘
〃	14917	13127	北浦 弘幹
〃	16937	13642	面岡 正一
大阪	16939	10660	片山 知一
山口	9956	9901	松並 利一
香川	16941	13738	眞鍋 伸也
徳島	18243	12140	渡辺 守美
〃	16216	13654	滝山 実
〃	16217	13655	森本 庸介
福岡	15618	10811	片山 彰
〃	14921	11658	山田 浩一
〃	17745	13894	園田 匠
佐賀	14322	10943	中野 龍浩
〃	18244	12996	藤野 光吉

認定抹消 (4 名) 抹消年月日 平成 21 年 4 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	18237	9724	佐藤 智英
〃	18238	13159	坂田 昇昌
福島	15612	12263	芳賀 徹
東京	18242	12805	西村 康之

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(20JKA 事運第 1 号の 49 平成 21 年 3 月 27 日)

認定 (20 名) 認定年月日 平成 21 年 4 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏名
宮城	18666	13305	若林 功
〃	18667	13454	関戸 努
〃	18668	13673	大槻 寛徳
〃	18669	13909	長谷 健司
東京	18671	11680	塩野 仁司
〃	18670	11788	小野竜一郎
〃	18672	12870	内藤 哲二
広島	18673	11303	宇都宮 聡
〃	18674	13649	菅原 啓二
〃	18675	13873	酒井 健太
徳島	18676	14327	北村 信明
〃	18677	14328	藤田 洋平
福岡	18678	10940	吉岡 広教
〃	18679	12769	宮本 憲

検車員

認定取消

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(21JKA 競運第 7 号の 1 平成 21 年 4 月 10 日)

(2 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
812	堤 満洋	平成 21 年 4 月 10 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)
888	富永 茂樹	平成 21 年 4 月 10 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

自転車

登録更新

下記のとおり本財団登録自転車の登録を更新しました。

(20JKA 競運第 116 号 平成 21 年 3 月 26 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 189 号	サムソン	有限会社 原田製作所 代表 原田 徹朗 福岡県糟屋郡志免町別府 106-2	昭和 54 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車 (ラグ付フレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

サムソン



—ヘッドマーク—



同

(20JKA 競運第 117 号 平成 21 年 3 月 26 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 168 号	カラビンカ	九十九サイクルスポーツ 代表 田辺 昭夫 東京都目黒区目黒本町 1-16-21	昭和 51 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車 (ラグ付フレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

カラビンカ



—ヘッドマーク—



同

(20JKA 競運第 118 号 平成 21 年 3 月 26 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 198 号	シブラス	シブラスサイクルズ 代表 宮本 英二 茨城県土浦市港町 2-8-34	昭和 57 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車 (ラグ付フレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

シブラス



—ヘッドマーク—



同

(20JKA 競運第 120 号 平成 21 年 3 月 31 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 188 号	ウメザワ	(株) ワークセンター 代表取締役 梅澤 雅嗣 愛媛県松山市岩崎町 2 丁目 6 番 30 号	昭和 54 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車
(ラグレスフレーム製造も可とする)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

ウメザワ



—ヘッドマーク—



同

(20JKA 競運第 121 号 平成 21 年 3 月 31 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 207 号	オスカ	チクリ・ペローチェ・オスカ 代表 小笠原 匠 茨城県結城市国府町 1-3-5	昭和 60 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車
(ラグ付フレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

オスカ



—ヘッドマーク—



同

(20JKA 競運第 122 号 平成 21 年 3 月 31 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 220 号	プロシオン	サイクルファクトリー・オノ 代表 小野 雅史 愛知県豊橋市曙町字若松 176-6	平成 6 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車
(ラグ付フレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

プロシオン



—ヘッドマーク—



ヘッドマークの変更

下記のとおり登録自転車のヘッドマークを変更します。
(21JKA 競運第 6 号 平成 21 年 4 月 10 日)

1. 登録自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 207 号	オスカ	チクリ・ペローチェ・オスカ 代表 小笠原 匠 茨城県結城市国府町 1-3-5	昭和 60 年 4 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

4. 変更事項

ヘッドマーク

5. 変更年月日

平成 21 年 5 月 1 日

6. ヘッドマーク

新



旧



あっせん

平成 21 年 4 月競輪出場あっせん状況

- 開催状況 (4 月あっせん対象節数)
 - G II 1 競輪場 1 節 (佐世保)
 - G III 4 競輪場 4 節 (川崎、高知、西武園、平塚)
 - F I 24 競輪場 25 節 (函館、青森、前橋、宇都宮、大宮、京王閣、松戸、花月園、小田原、静岡、豊橋、名古屋、大垣、富山、四日市、奈良、和歌山、岸和田、玉野、防府、高松、小松島、小倉、別府)
 - F II 35 競輪場 45 節
- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
 - S 級 1,854 人
 - A 級 1・2 班 4,185 人
 - A 級 3 班 2,025 人
 - 合 計 8,064 人
- 級別選手 1 人あたり平均あっせん回数
 - S 級 2.22 回
 - A 級 1・2 班 2.37 回
 - A 級 3 班 2.45 回
- あっせん選手の交流について

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については南関東・四国地区が高く、A 級については中部・近畿・四国地区が高かった。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成 21 年 4 月開催出場あっせん概況表
平成 21 年 3 月 10 日

区分	級班	合計		
		S 級	A 級	合計
総 人 員		839	2,648	3,487
非 実 働 人 員		5	58	63
実 働 人 員		834	2,590	3,424
あっせん回数別人員	0 回	5	58	63
	1 回	3	1	4
	2 回	645	1,558	2,203
	3 回	186	1,031	1,217
あっせん総数		1,851	6,210	8,061
一人当たり平均		2.21	2.39	2.35

開催状況

- G II 佐世保 (1 節)
 - G III 西武園、川崎、平塚、高知 (4 節)
 - F I 函館、青森、前橋、宇都宮、大宮、京王閣、松戸、花月園、小田原、静岡、豊橋、名古屋、大垣、富山、四日市、奈良、和歌山、岸和田、玉野、防府、高松、小松島、小倉、別府 (25 節)
 - F II 35 競輪場 (45 節)
- 合計 75 節

平成 21 年 4 月開催競輪選手需給状況表

平成 21 年 3 月 10 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	108	102	1.06	423	177	2.39	225	96	2.34	648	273	2.37
関 東	315	161	1.96	657	363	1.81	315	198	1.59	972	561	1.73
南関東	414	145	2.86	594	274	2.17	270	118	2.29	864	392	2.20
中 部	270	103	2.62	774	168	4.61	360	75	4.80	1,134	243	4.67
近 畿	162	91	1.78	603	225	2.68	315	87	3.62	918	312	2.94
中 国	108	62	1.74	234	139	1.68	90	75	1.20	324	214	1.51
四 国	207	62	3.34	423	146	2.90	225	58	3.88	648	204	3.18
九 州	270	108	2.50	477	273	1.75	225	118	1.91	702	391	1.80
全国計	1,854	834	2.22	4,185	1,765	2.37	2,025	825	2.45	6,210	2,590	2.39
一人当たり平均 あっせん回数	2.22 回			2.37 回			2.45 回			2.39 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 21 年 5 月競輪出場あっせん計画

- 開催状況 (5 月あっせん対象節数)
 - G I 1 競輪場 1 節 (岸和田)
 - G III 3 競輪場 3 節 (一宮、別府、宇都宮)
 - F I 25 競輪場 27 節 (函館、青森、前橋、大宮、西武園、京王閣、立川、松戸、千葉、川崎、小田原、伊東、岐阜、松阪、富山、福井、大津、奈良、岸和田、広島、防府、松山、高知、小倉、武雄)
 - F II 36 競輪場 46 節 ※施設改善競輪 2 節を含む ※全日本プロ選手権自転車競技大会記念競輪…花月園 (あっせん回数に含まず)
- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
 - S 級 1,773 人
 - A 級 1・2 班 4,338 人
 - A 級 3 班 2,070 人
 - 合 計 8,181 人
- 級別選手 1 人あたり平均あっせん回数
 - S 級 2.12 回
 - A 級 1・2 班 2.46 回
 - A 級 3 班 2.49 回
- あっせん選手の交流について

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については南関東・中部地区が高く、A 級については中部・近畿・四国地区が高い。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等

平成 21 年 4 月 1 日

項 目	現在数	摘 要			
		S 級		A 級	
登録選手数	3,445 名	839 名		2,606 名	
審判員数	812 名	SS 17	A 1 883		
検車員数	843 名	S 1 271	2 896		
		2 551	3 827		
		3,445 名			
先頭誘導 選手数	2,568 名				

訂正

- ① 観音寺の利用者数が 4 月 256 人増、5 月 186 人増、6 月 125 人増となりました。
 - ② 伊東温泉の利用者数が 11 月 4,336 人増となりました。
- ①②の結果、競輪第 2 号～競輪第 12 号の「車券売上状況」が変更となります。競輪第 13 号 (今号) の「車券売上状況」は訂正済みであることを申し添えます。

平成 21 年 5 月開催競輪選手需給計画表

平成 21 年 3 月 10 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	108	101	1.07	423	176	2.40	225	97	2.32	648	273	2.37
関 東	369	162	2.28	774	364	2.13	360	199	1.81	1,134	563	2.01
南関東	270	142	1.90	648	276	2.35	270	120	2.25	918	396	2.32
中 部	315	105	3.00	720	167	4.31	360	74	4.86	1,080	241	4.48
近 畿	234	93	2.52	576	225	2.56	270	86	3.14	846	311	2.72
中 国	108	62	1.74	360	138	2.61	180	76	2.37	540	214	2.52
四 国	108	62	1.74	360	143	2.52	180	58	3.10	540	201	2.69
九 州	261	106	2.46	477	271	1.76	225	120	1.88	702	391	1.80
全国計	1,773	833	2.12	4,338	1,760	2.46	2,070	830	2.49	6,408	2,590	2.47
一人当たり平均 あっせん回数	2.12 回			2.46 回			2.49 回			2.47 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車券売上状況

(3月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	年度累計(4月~3月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数
函館	0	0	0	0	0	0	17,436,416,100	11,007,563,300	1,989,787	58
青森	0	0	0	0	0	0	13,985,363,200	10,766,800,700	1,339,694	58
いわき平	7,731,996,400	6,450,072,200	963,065,900	644,661	6	11,994	13,993,729,800	9,302,150,600	1,388,352	73
弥彦	0	0	0	0	0	0	16,841,373,000	13,213,836,700	1,435,723	58
前橋	482,734,600	173,366,500	130,226,600	69,434	6	6,952	21,562,072,100	15,211,962,400	1,899,220	58
取手	1,205,309,000	754,356,100	158,471,000	106,261	5	11,343	17,620,418,700	11,356,886,000	1,585,347	58
宇都宮	0	0	0	0	0	0	16,120,955,100	10,498,355,000	1,393,906	58
大宮	230,432,300	0	58,592,700	24,075	3	9,571	16,789,457,800	9,211,983,300	1,463,440	58
西武園	756,607,000	210,504,800	192,166,900	96,595	6	7,833	21,405,809,200	13,173,433,700	1,801,847	58
京王閣	1,533,926,700	806,773,900	390,602,600	181,433	6	8,455	23,296,531,900	13,741,453,600	2,213,519	61
立川	1,056,167,900	363,348,900	204,271,200	145,958	7	7,236	21,632,200,700	13,461,981,500	2,122,787	61
松戸	171,372,300	0	39,137,800	19,265	3	8,896	20,389,311,300	11,014,599,800	1,856,587	58
千葉	899,029,300	453,838,300	240,455,400	125,844	7	7,144	14,349,989,100	9,777,983,800	1,369,187	58
花月園	660,174,200	218,618,400	165,659,400	87,597	6	7,536	14,380,597,700	8,388,918,700	1,404,931	58
川崎	707,435,400	144,852,100	182,792,900	87,784	5	8,059	21,324,652,500	11,846,612,100	2,140,809	58
平塚	1,036,432,600	91,162,900	254,279,700	145,733	7	7,112	38,957,871,000	23,891,415,200	3,376,965	61
小田原	1,027,642,600	451,907,300	200,232,300	119,231	6	8,619	16,006,332,800	9,097,826,800	1,431,487	58
伊東温泉	1,130,806,600	670,974,400	266,102,900	166,172	6	6,805	14,332,834,200	9,210,911,900	1,407,354	64
静岡	399,016,900	0	72,493,300	39,694	4	10,052	16,229,331,100	8,196,556,000	1,379,069	58
一宮	373,709,600	0	99,711,600	47,288	6	7,903	24,368,481,900	16,144,937,600	1,892,566	61
名古屋	8,304,585,100	6,944,938,800	995,006,500	657,405	4	12,632	17,059,767,400	10,652,469,300	1,571,204	61
岐阜	226,755,400	0	61,882,300	25,218	3	8,992	14,555,639,600	8,788,139,700	1,287,082	58
大垣	225,145,300	0	60,445,800	25,576	5	8,803	11,505,527,400	7,370,147,800	1,013,843	58
豊橋	1,071,602,900	692,697,000	171,271,300	125,145	8	8,563	11,778,671,000	8,490,769,400	1,095,280	57
富山	0	0	0	0	0	0	13,088,278,200	8,565,273,000	1,104,865	58
松阪	317,656,600	150,021,400	88,211,200	47,648	5	6,667	11,859,934,000	9,133,541,100	1,075,654	58
四日市	1,254,418,400	369,244,400	649,264,700	156,891	6	7,995	21,477,096,400	12,113,204,800	2,104,297	60
福井	551,822,700	320,126,100	105,381,700	66,018	6	8,359	15,381,882,500	11,734,362,300	1,263,757	58
大津びわこ	345,088,300	113,013,300	107,662,300	53,478	6	6,453	18,534,595,100	13,403,114,400	1,408,998	58
奈良	134,577,100	33,794,900	31,753,400	19,689	3	6,835	18,137,690,900	13,120,211,700	1,580,307	60
京都向日町	490,848,900	221,324,300	135,965,200	48,327	3	10,157	15,533,749,600	10,214,999,800	1,383,165	61
和歌山	463,153,300	197,333,400	89,228,100	50,461	7	9,178	12,151,198,500	8,516,459,400	1,170,023	61
岸和田	19,075,201,700	15,077,942,500	3,160,649,900	1,329,980	6	14,342	29,081,020,700	20,616,073,900	2,390,492	58
玉野	610,519,900	392,137,900	117,912,300	72,525	4	8,418	11,703,872,100	8,890,582,200	1,084,007	58
広島	669,740,800	357,179,100	144,523,600	77,190	5	8,677	15,568,407,600	11,436,028,900	1,249,368	58
防府	459,297,800	304,395,700	85,939,400	56,225	6	8,169	11,508,899,700	9,062,777,800	1,098,360	58
高松	386,022,000	237,707,900	50,180,900	42,702	3	9,040	20,783,413,900	16,087,652,100	1,592,446	58
観音寺	71,348,400	10,164,000	14,992,300	12,562	4	5,680	9,336,227,900	7,448,807,100	844,771	37
小松島	147,743,900	35,840,700	23,828,700	18,424	8	8,019	11,001,537,700	8,657,639,800	967,824	58
高知	93,154,700	25,443,200	9,008,800	7,758	3	12,008	13,224,019,000	9,842,131,900	1,063,108	58
松山	8,260,445,000	6,992,285,500	998,395,600	678,033	7	12,183	12,444,360,300	9,223,223,300	1,124,536	58
小倉	1,304,617,600	490,308,000	680,874,300	183,183	6	7,122	25,493,670,100	15,150,384,300	2,425,201	58
久留米	244,656,000	45,850,400	33,656,300	28,877	5	8,472	16,468,535,000	12,178,346,100	1,337,400	58
武雄	221,430,700	136,508,200	31,566,900	37,036	6	5,979	14,615,585,400	11,920,206,700	1,299,433	58
佐世保	140,350,100	26,235,900	20,015,400	16,378	7	8,569	10,358,099,900	8,053,992,200	854,826	58
別府	494,814,100	259,767,700	89,905,300	49,725	6	9,951	12,069,077,400	8,431,983,600	981,962	70
熊本	178,158,900	15,455,800	25,684,500	13,489	3	13,208	15,601,325,400	10,659,487,000	1,216,925	58
合計	65,145,949,000	44,239,491,900	11,601,468,900	6,006,968	224	10,845	791,345,811,900	528,278,178,300	70,481,711	2,762